

職発 0408 第 3 号
平成 23 年 4 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

東日本大震災による影響を受けた派遣労働者への配慮に関する
労働者派遣事業適正運営協力員を通しての周知啓発について

本年3月 11 日に発生した東日本大震災、また、これに伴う計画停電の実施により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に急激な雇用変動の影響を受けやすい派遣労働者に対しては、いわゆる「派遣切り」等により、雇用機会を喪失するおそれがある。

このため、平成 23 年3月 28 日に、厚生労働大臣より人材派遣関係団体や主要経済団体に対し、派遣労働者の雇用の安定や保護を図るために最大限の配慮をしていただけよう、要請を行ったところである。

各労働局におかれては、本要請の内容を踏まえ、労働者派遣事業適正運営協力員による相談等を通して派遣元・派遣先事業所に対する大臣要請の趣旨の徹底を図らるたい。

協力員への依頼に当たっては、別紙を参考とし、特に今後新規に委嘱を行う協力員に対しては、大臣要請の趣旨をよくご理解いただき、電話やFAX、電子メール、訪問など多様な方法により、積極的な周知啓発活動をお願いいただきたい。

なお、震災や計画停電等の影響により、全国的に雇用への影響が懸念されるところであり、全労働局において十分な取組をお願いする。

平成 23 年 4 月 ※ 日

労働者派遣事業適正協力員 殿

〇 〇 労働局長

東日本大震災による影響を受けた派遣労働者への
配慮に関する周知啓発について

本年3月11日に発生した東日本大震災、また、これに伴う計画停電の実施により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に急激な雇用変動の影響を受けやすい派遣労働者に対しては、いわゆる「派遣切り」等により、雇用機会を喪失するおそれがあります。

このため、平成23年3月28日に、厚生労働大臣より人材派遣関係団体や主要経済団体に対し、派遣労働者の雇用の安定や保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、要請を行ったところです。

つきましては、貴殿におかれましては労働者派遣事業適正協力員の活動の一環として、労働者派遣事業に関する相談等を通じて、派遣元事業所及び派遣先事業所に対し、下記の内容について周知啓発に努めていただくよう、お願い申し上げます。

なお、周知に当たっては、要請文(平成23年3月28日報道発表資料)及びリーフレット「派遣労働者の雇用の維持に雇用調整助成金を活用してください」を活用されるよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 派遣元事業所

管内の主要な派遣元事業所に対して、電話、訪問等の手段により、東日本大震災の事業への影響を聴取した上で、事業運営上の問題について相談を行っていただきたい。その際、特に以下の点については、情報提供に努めていただきたい。

(1) 派遣元指針の遵守

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第 137 号)に基づき、

- ① 労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、別の地域に配置転換を行うことを通じて就業場所を確保していただくなど、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めていただきたいこと。
- ② やむを得ず休業する場合には、労働者派遣契約に基づく損害賠償を求め、また、雇用調整助成金を活用して、派遣労働者の雇用を維持していただきたいこと。

(2) 雇用調整助成金について

- ① 労働者派遣事業についても、「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合に利用が可能であること。
- ② 本震災に伴い、被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、

千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域)に所在する事業所や、被災地域の事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所、また計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の事業主については、特例措置(※)を設けたこと。

- ③ やむを得ず解雇が行われた事業所であっても、残った労働者の雇用の維持を図った場合には、利用が可能であること。
- ④ 詳しい支給要件、手続等については都道府県労働局・ハローワークに相談いただきたいこと。

※ 雇用調整助成金の特例措置

- ① 事業活動縮小の確認期間の短縮（3か月を1か月）
- ② 災害後1か月間の生産量等の減少の見込みでも申請可能とする
- ③ 本来、事前に提出すべき休業計画の届出の事後提出を特例的に認める（被災地域に所在する事業所のみ対象）

2. 派遣先事業所

派遣元事業所で把握した派遣先事業所を中心に、電話、訪問等の手段により、派遣労働者の雇用の安定に関する相談を行っていただきたい。その際、特に以下の点については、情報提供に努めていただきたい。

「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第 138 号)に基づき、

- ① 現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続していただきたいこと
- ② やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合には、関連会社等への就業のあっせんを行い、派遣労働者の新たな雇用機会の確保に努めていただきたいこと
- ③ ②による対応がどうしても困難な場合には、休業等により生じる派遣元事業主の損害を、契約に基づき適切に賠償すること

平成23年3月28日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部
需給調整事業課

課長 鈴木 英二郎

課長補佐 大塚 弘満

需給調整係長 坂本 和也

企画係長 富永 隼行

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5745、5312)

(直通電話)03(3502)5227

報道関係者 各位

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者への 配慮について要請しました ～厚生労働大臣から、人材派遣関係団体や主要経済団体に対し、 派遣労働者の雇用の安定や保護を図っていただくよう要請～

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者に対し、派遣元事業主及び派遣先が、派遣労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、今般、細川律夫厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、要請を行いました。

具体的には、人材派遣関係団体など派遣元事業主の団体に対して、

- ① 労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めていただくこと
- ② やむを得ず休業する場合にあっても、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当での支払いに努めていただくこと

を要請しました（別添1参照）。

また、主要経済団体など派遣先の団体に対して、

- ① 現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続していただくこと
- ② やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合には、休業等による派遣元事業主の損害の適切な賠償や関連会社への就職のあっせん等派遣労働者の新たな雇用機会の確保に努めていただくこと

を要請しました（別添2参照）。

（要請団体については、別添3参照）

平成 23 年 3 月 28 日

(派遣元 団体の長) 殿

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた
派遣労働者への配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の震災及びこれに伴う計画停電の実施により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 137 号)に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

まず、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、別の地域に配置転換を行うことを通じて就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めていただくようお願いいたします。

また、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当を支払っていただくようお願いいたします。特に、雇用調整助成金については、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために既に特例措置を決定するなど、政府を挙げて対策に努めることとしています。雇用調整助成金については、労働局又はハローワークで御相談を承っておりますので、こうした措置を是非御活用ください。

このように、派遣労働者の雇用維持・確保に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働大臣

(署 名)

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（抄）

（平成11年労働省告示第137号）

第2 派遣元事業主が講ずべき措置

2 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(1) 雇用契約の締結に際して配慮すべき事項

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者の希望及び労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して、雇用契約の期間について、当該期間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。

(2) 労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除が行われる場合には、派遣先は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること及びこれができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことを定めるよう求めること。

(3) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払等の労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく責任を果たすこと。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法（平成19年法律第128号）の規定を遵守することはもとより、当該派遣労働者に対する解雇予告、解雇予告手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすこと。

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

平成23年3月28日

(派遣先 団体の長) 殿

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた
派遣労働者への配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の震災及びこれに伴う計画停電の実施により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣先事業主の皆様におかれても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

まず、派遣労働者が就業場所を失うことのないよう、現在締結されています労働者派遣契約についてはできる限り継続されるようお願いいたします。

さらに、やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、休業等により生じる派遣元事業主の損害を契約に基づき適切に賠償することや、関連会社における就業をあっせんする等により派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めていただくようお願いいたします。

このように、派遣労働者の雇用維持・確保に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働大臣

(署名)

派遣先が講ずべき措置に関する指針（抄）

（平成11年労働省告示第138号）

第2 派遣先が講ずべき措置

6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(1) 労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置

派遣先は、労働者派遣契約の締結に当たって、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣先は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること及びこれができなるときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことを定めなければならないこと。また、労働者派遣の期間を定めるに当たっては、派遣元事業主と協力しつつ、当該派遣先において労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。

(2) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申入れを行うこと。

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

(4) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、当該労働者派遣契約に(1)に掲げる事項の定めがない場合であっても、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこと。例えば、当該派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、当該派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより当該派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこと。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。

(5) 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行う場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行う理由を当該派遣元事業主に対し明らかにすること。

派遣先

社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会

派遣元

社団法人日本人材派遣協会
社団法人日本生産技能労務協会
有限責任中間法人日本エンジニアリングアウトソーシング協会
日本サービス業人材派遣協会
中部アウトソーシング協同組合

震災による影響を受けた派遣元事業主の方々へ

派遣労働者の雇用の維持に 雇用調整助成金を活用してください

経済上の理由(※1)により、事業活動の縮小を余儀なくされた派遣元事業主の方が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当等を支払った場合、負担相当額の2/3(中小企業の場合は4/5)が助成されます(※2)。

(※1)例えば、震災の影響により操業が縮小した派遣先との契約が打ち切られたことにより、派遣元の事業活動が縮小してしまった場合などに助成対象となります(派遣元事業所が倒壊した場合など地震の直接的な影響によるものなどは助成対象になりません)。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

(※2) 1人1日当たり7,505円が上限です。



【支給要件】

- 1 雇用保険の適用事業主であること
- 2 売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること(※)

※ 特例措置

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県の災害救助法適用地域に派遣元の事業所がある場合
- ② ①の災害救助法適用地域にある事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上)の経済的関係を有する場合
- ③ 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した場合

は、最近3か月ではなく、1か月の売上高などがその直前の1か月または前年同期と比べ5%以上減少(平成23年6月16日までは震災後1か月の売上高などが減少する見込みでも可)していれば対象となります。

また、①に該当する場合は、事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます(平成23年6月16日まで)。



派遣会社が雇用調整助成金制度を利用する際にあたりよくある質問とそれに関する内容をまとめました

派遣会社なので、製造業のように生産量の減少をみることはできません。派遣料金の減少は、売上高の減少ということになるのでしょうか。

雇用調整助成金は、生産量のほか、売上高の減少に伴う休業を行った場合にも利用できます。そのため、震災の影響で操業が縮小した派遣先との契約が打ち切られたことにより、派遣料金による収入が減少した場合などは、経済上の理由による売上高の減少と考えられ、雇用調整助成金の利用が可能です。

震災前に労働者を会社都合で解雇したことがある会社なので、雇用調整助成金は利用できないのではないのでしょうか。

雇用調整助成金の制度を利用できます。
過去に労働者を解雇したことがあっても、現在雇用している労働者の雇用の維持のため、休業についての手当を支払っている等の場合であれば、要件を満たすことで制度を利用できますので、ぜひご活用下さい。（なお、解雇等を行わない場合は、助成率が上がります。）

派遣会社自体に被害はありませんでしたが、派遣先が大きな被害を受けました。今般の特例を用いて雇用調整助成金を利用できるのでしょうか。

今般の特例の対象となるのは、派遣会社が青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県の災害救助法適用地域にある場合です。さらに、これら地域にある派遣先等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上）の経済的関係を有する場合や、計画停電の実施地域に派遣会社があり、計画停電により事業活動を縮小した場合も特例の対象となります。（特例の内容については、表面をご参照ください。）

なお、これらの特例の対象とならない場合であっても、通常の要件のもとで、雇用調整助成金制度を利用できます。

申請の添付書類である休業等協定書に、労働者の過半数代表の署名押印が必要ですが、過半数代表の確認書類が整いません。

過半数代表の確認は、労働組合名簿や委任状で行います。なお、津波等の影響で支給関係書類の提出が困難な場合は、申立書などによる代替もできます。また、特例措置の対象となる場合には、休業計画書自体の提出が事後となっても構いません。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。

